

「観工第1号 道の駅関川第4工区遊具設計・設置工事」仕様書

第1章 総則

1-1 適用範囲

- 1 当工事の適用範囲は、入札実施要領及び質問回答書に記載してある事項及びこの仕様書(以下「入札図書等」という。)による。それらに記載されていない事項については、受注者と協議の上で決定するものとする。

1-2 設計業務

- 1 設計業務には基本設計、実施設計、申請業務、工事監理業務を含むものとする。
- 2 基本設計終了時には基本設計説明書及び基本設計図を提出し、承認を受け実施設計に入るものとする。
- 3 実施設計終了時には実施設計図及び申請書類・図面を提出し、承認を受け次第、申請業務にかかるものとする。
- 4 工事完了後には適切に工事監理業務報告書を提出するものとする。
- 5 添付している入札図書等から施設の意図を汲取った設計を行なうこと。

1-3 使用材料

- 1 使用材料は全品新品とする。ただし、再生砕石は新品とみなす。
- 2 塗装工事の使用材料は原則として、環境配慮型とする。
- 3 木材を使用する際は、できる限り新潟県産材を利用すること。
- 4 アスベスト含有建材の使用は禁止する。

1-4 施工管理

- 1 入札図書等に適合する工事目的物を完成させるために、関係法令等を遵守した上で工事の施工管理を適切に行う。
- 2 工事着手前には、予め周辺住民等に説明及び連絡を行い、混乱等が発生しないように努める。なお、万一、トラブルが発生した場合は、発注者に報告、双方協議の上解決に努めること。
- 3 工事期間中は発注者に対し、定例会を適宜実施し、工程進捗状況及び問題点について、説明を行なうこと。
- 4 付近に温泉施設「ゆーむ」、健康増進施設「コラッシュ」、小学校、住宅街あり、また公道に面しているため歩行者に十分注意を払い安全に考慮すること。

第2章 施工計画

2-1 一般共通事項

- 1 事前現場調査 可 不可
2 官公署その他への届出手続等 発注者 受注者

2-2 仮設工事

- 1 現場事務所 要 任意 不要
2 トイレ 要 任意 不要
3 工事用水 支給する 受注者負担
4 工事用電力 支給する 受注者負担
5 仮囲い 要 任意 不要
6 交通整理員 常時配置 任意
7 資機材搬入車両 10t車以下 4t車以下 不可

2-3 土工事

- 1 建設発生土の処理 指定処分 請負者の責任において処分
場内処分

2-4 地業工事

- 1 再生砕石の使用 可 不可
2 地質調査既存資料の有無 有 無
(必要に応じて付近地盤調査資料を提供する)

2-5 その他

- 1 地上障害物の処理 受注者負担において処分
指定場所へ移設 指定場所へ処分
※当該建設地は、地中配線があります。G L = 900
※想定外の地中障害物については協議する、
2 試験、製品検査 要 自社規定による
3 申請手数料 発注者 受注者

第3章 仮設工事

- 3-1 仮囲いは、工事範囲すべてにおいて必要に応じて安全を配慮して設置する。
3-2 工事施工に必要な用水及び電力設備は、専用に引き込み計画を行い、使用水量費、電力費は受注者負担とする。
3-3 仮設トイレを設置すること。
3-4 工事の進捗上、各所養生・撤去復旧等の準備工事が必要な場合は、受注者負担において適切な措置を講ずること。

- 3-5 施工は、入札図書等及び発注者の承諾を受けた工程表、施工計画書、施工図等に基づき行うこと。
- 3-6 工事に伴い発生する騒音、振動、粉塵等の工事公害は極力低減するよう対策を講じるとともに、万一、発生した場合は、発注者に報告の上、受注者の責任において誠意をもって解決すること。

第4章 基本コンセプト

- 4-1 道の駅関川リニューアルに基づき、道の駅の中心として村内村外多くの人に道の駅関川を知ってもらい、訪れてもらい楽しんでもらえるような遊具の選定、空間を構築すること。
 - ① 利用者が快適に過ごせる空間の計画。
 - ② 利用者、職員が安心して利用できる遊具の選定。
 - ③ 道の駅関川の中心となる遊具、空間。
 - ④ 環境に配慮した設備の計画。
 - ⑤ 地域、景観に配慮した計画。

第5章 構造計画

- 5-1 建築基準法を遵守するとともに、構造部材の断面寸法及び各部詳細は、構造計算・構造耐力上に支障を来たさないことを確認しなければならない。
- 5-2 基礎構造は、上部構造を安全に支持できる構造とし、傾斜・沈下により建築物の使用に支障をきたさないようにすること。

第6章 仕様（遊具については、公告に定めた遊具要件を満たすもの）

- ア) 大型複合遊具、大型遊具
道の駅の日玉となるような遊具を選定すること
- イ) 小型遊具、遊具
配置等安全に配慮しつつ工夫すること。
- ウ) ベンチ
保護者が見守れるような配置、ものが望ましい
- エ) 水飲み場等（水を有するもの）
熱中症対策等が取れるものが望ましい

第7章 配慮事項

- 7-1 道の駅関川の日玉となるような遊具、空間を配慮して構築すること
- 7-2 耐雪2mとし、降雪時の維持管理経費が抑えられる遊具を選定すること
- 7-3 遊具は、（一社）日本公園施設業協会が策定した「遊具の安全に関

- する基準（JPFA-SP-S:2014）」に適合した製品とすること
- 7-4 材質は、腐食しにくく、耐久性に優れていること
 - 7-5 遊具は維持管理がしやすいよう、部材の交換、修繕が容易な構造であること。また交換部品の調達が容易であること。
 - 7-6 炎天下での利用について利用者に対し配慮すること。

第8章 別途工事

- 8-1 契約締結後、発注者の要望で構造に大幅に変更がある場合は追加で費用を見ることとし、要望に応えること。

第9章 引渡検査

- 9-1 受注者は、工事が完了したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。
- 9-2 発注者は通知を受けた工事目的物に対して、速やかに工事完了を確認するための検査を行うものとする。
- 9-3 発注者は、検査に合格した物件を速やかに引渡しを受けるものとする。
- 9-4 受注者は、引渡し前に、当該工事目的物の内外について十分に清掃を行うものとする。
- 9-5 引渡後遅滞なく、引渡し目録、完成図（製本、CD-ROM）、保全に関する資料・副本又は控え等その他必要な書類を関川村役場総務政策課に提出する。
- 9-6 引渡し後、職員等に対し、施設及び設備等の取扱い説明を実施すること。